

2023年度（2024年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	118,966	保 険 契 約 準 備 金	1,790,402
預 貯 金	118,966	支 払 備 金	102,681
有 価 証 券	1,684,226	責 任 準 備 金	1,687,333
国 債	316,387	契 約 者 配 当 準 備 金	387
地 方 債	66,032	代 理 店 借	3,858
社 債	177,698	再 保 險 借	14,919
株 式	2,035	そ の 他 負 債	29,357
外 国 証 券	809,159	未 払 法 人 税 等	2,224
そ の 他 の 証 券	312,912	未 払 金	9,341
貸 付 金	63,181	未 払 費 用	5,694
保 険 約 款 貸 付	25,469	前 受 収 益	0
一 般 貸 付	37,711	預 り 金	834
有 形 固 定 資 産	15,411	預 り 保 証 金	880
土 地	12,012	金 融 派 生 商 品	7,971
建 物	2,874	資 産 除 去 債 務	44
その他の有形固定資産	524	仮 受 金	2,365
無 形 固 定 資 産	18,869	役 員 賞 与 引 当 金	45
ソ フ ト ウ ェ ア	18,868	退 職 給 付 引 当 金	725
その他の無形固定資産	1	価 格 変 動 準 備 金	7,817
代 理 店 貸	30	負 債 の 部 合 計	1,847,125
再 保 險 貸	54,140	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 資 産	38,001	資 本 金	64,500
未 収 金	24,747	資 本 剰 余 金	8,100
前 払 費 用	2,946	資 本 準 備 金	8,100
未 収 収 益	6,455	利 益 剰 余 金	87,099
預 託 金	1,171	そ の 他 利 益 剰 余 金	87,099
金 融 派 生 商 品	2,203	繰 越 利 益 剰 余 金	87,099
仮 払 金	477	株 主 資 本 合 計	159,699
そ の 他 の 資 産	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 10,161
繰 延 税 金 資 産	3,867	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 83
貸 倒 引 当 金	△ 116	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 10,245
		純 資 産 の 部 合 計	149,454
資 産 の 部 合 計	1,996,579	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,996,579

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ② 満期保有目的の債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ⑤ その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は先入先出法、ただし、市場価格のない株式等については先入先出法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、以下の方法によっております。
 - ・有形固定資産
定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券の換算差額のうち、外貨建債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、最終の回収について重大な懸念が存在する債権については、回収の可能性を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、貸倒実績等から算出した予想損失率を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	一括償却
過去勤務費用の処理年数	一括償却
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に係る為替変動リスク等のヘッジとして為替の振当処理を行っております。また、債券に係るキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の為替変動等またはキャッシュ・フロー変動を比較する方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである通貨スワップ等については、有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2022年3月17日 実務対応報告第40号)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	債券、貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、期末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算された金額を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、以下の方式により計算しております。
 - ① 標準責任準備金対象契約については、1996年2月大蔵省告示第48号に定める方式
 - ② 標準責任準備金対象外契約については、平準純保険料式
 ただし、標準責任準備金対象外契約のうち、無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)及び無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算しております。

なお、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。その結果、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加で積み立てた責任準備金が含まれております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
13. 保険料及び保険金等支払金(再保険料除く)の計上基準は、以下のとおりであります。
 - ① 保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
 - ② 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
14. 重要な会計上の見積りは、以下のとおりであります。
 - ① 繰延税金資産
繰延税金資産は、貸借対照表上、繰延税金資産(純額)3,867百万円を計上しており、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は10,521百万円であります。
繰延税金資産の算出方法について、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断をしております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、将来の不確実な運用環境や保険収支の変動等により影響を受ける可能性があり、実際の課税所得が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - ② 追加責任準備金
責任準備金の金額は1,687,333百万円であり、当該勘定には追加責任準備金が含まれております。追加責任準備金は、保険計理人が「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(日本アクチュアリー会)に準拠して行った将来収支分析に基づき、将来5年間の不足額を積み立てています。なお、将来収支分析における将来の死亡率、事業費率、運用利回り等の経験率は過去の実績に基づいて定めているため、それらの将来の実績が変動すると追加責任準備金の金額は変動します。

15. ① 金融商品の状況及び時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、全世界のマニユライフ・グループ全体で実施されている資産負債管理プロセスに則って行っております。このプロセスに基づき、主に、日本国債・投資適格社債・投資信託等に投資しております。また、デリバティブについては、主として資産リスクのヘッジ手段・現物取引の代替手段、収益確定手段として活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクの管理にあたっては、資産運用別の運用限度枠やバリューアットリスクに基づくリスク量の限度枠を設定するとともに、保有資産の損益状況のモニタリングを行うことにより、適正な管理を行っております。外貨建の責任準備金に対応する運用は主として同じ通貨建の資産で運用を行い、円貨建の責任準備金に対応して運用している外貨建資産に関してはヘッジ取引で円貨に転換し、為替リスクを排除しております。信用リスクの管理にあたっては、各投融資先の信用リスクの状況を内部格付制度により評価し、また、投融資限度枠を設定して特定企業・業種への与信集中を防いでおります。一方、与信全体の予想損失額の把握により資産全体における信用リスク管理も行っております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,646,622	1,641,764	△ 4,858
売買目的有価証券	447,335	447,335	-
満期保有目的の債券(*1)	171,212	166,356	△ 4,855
責任準備金対応債券(*1)	373,682	373,680	△ 2
その他有価証券(*3)	654,392	654,392	-
貸付金(*4)	63,165	67,897	4,732
保険約款貸付	25,454	25,454	-
一般貸付	37,711	42,443	4,732
金融派生商品(*5)	△ 5,767	△ 5,767	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 605	△ 605	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 5,162	△ 5,162	-

- (*1) 満期保有目的の債券及び一部の責任準備金対応債券について、通貨関連のデリバティブ取引があり、当該金融派生商品の時価はそれぞれ△ 7,759百万円、△ 18,817百万円であります。
- (*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。
- (*3) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*4) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (*6) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、9,267百万円であります。
- (*7) 組合出資金等については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、有価証券に含めておりません。当該組合出資金等の当期末における貸借対照表価額は28,336百万円であります。
- (*8) 現金及び預貯金、未収金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

② 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
外国証券	-	167,189	-	167,189
その他の証券	-	280,146	-	280,146
その他有価証券				
国債	-	208,348	-	208,348
地方債	-	38,309	-	38,309
社債	-	96,705	-	96,705
外国証券	-	245,817	1,251	247,069
その他の証券	13,373	7,459	-	20,833
資産計	13,373	1,043,974	1,251	1,058,600
デリバティブ取引				
通貨関連	-	△ 4,141	△ 184	△ 4,326
金利関連	-	△ 551	-	△ 551
株式関連	-	31	-	31
債券関連	-	△ 921	-	△ 921
デリバティブ計	-	△ 5,582	△ 184	△ 5,767

※ 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表に含めておりません。当該投資信託の当期末における貸借対照表価額は、43,126百万円です。

また、当該投資信託の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	外国証券		合計
	投資信託財産が 金融商品である 投資信託 (*3)	投資信託財産が 不動産である 投資信託	
期首残高	29,857	8,339	38,196
当期の損益または評価・換算差額等	3,979	400	4,380
損益に計上 (*1)	158	0	158
評価・換算差額等に計上 (*2)	3,821	400	4,222
購入、売却、償還の純額	448	100	549
期末残高	34,286	8,840	43,126
当期損益に計上した額のうち貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益 (*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) これらの外国籍投資信託は、主にモーゲージ、プライベートエクイティ、並びにインフラ関連に投資しており、中途解約は不能であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金				
保険約款貸付	-	-	25,454	25,454
一般貸付	-	-	42,443	42,443
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	13,269	-	13,269
外国証券	-	151,384	1,702	153,087
責任準備金対応債券				
国債	-	104,765	-	104,765
地方債	-	27,374	-	27,374
社債	-	66,223	-	66,223
外国証券	-	175,316	-	175,316
資産計	-	538,334	69,600	607,934

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。上場投資信託がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に国内外の債券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や信用リスク等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。非上場の投資信託は、委託会社から提示された基準価額を時価としており、主に市場の活発性に基づきレベル2に分類しております。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付は固定金利貸付のみであり、当該貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。これらについては、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

ウ. デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて市場標準の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整は相殺契約や担保を考慮して検討しております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、長期の通貨スワップが含まれます。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券 外国証券	割引現在価値法	流動性スプレッド	17.64%
デリバティブ取引 為替関連	割引現在価値法	スワップレート	△0.18－△0.08%

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券	デリバティブ取引	合計
	その他有価証券	債券・為替関連	
	外国証券		
期首残高	2,860	△ 868	1,991
当期の損益または評価・換算差額等	182	△ 32	149
損益に計上 (*1)	153	-	153
評価・換算差額等に計上 (*2)	28	△ 32	△ 3
購入、売却、発行及び決済の純額	△ 104	-	△ 104
レベル3の時価への振替	-	-	-
レベル3の時価からの振替 (*3)	△ 1,686	716	△ 969
期末残高	1,251	△ 184	1,066
当期損益に計上した額のうち貸借対照表日において 保有する金融資産及び金融負債の評価益 (*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」に含まれております。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当会計期間の期首に行っております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は時価の算定に関する方針及び手続、並びに時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。これらの方針及び手続きに基づき、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプット並びに算定結果としての時価の妥当性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

外国証券及びデリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、流動性スプレッド、スワップレートであります。これらの著しい上昇(低下)は、金融資産の時価の著しい下落(上昇)を生じさせることになります。

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は14,199百万円、時価は21,700百万円であります。なお、当該賃貸等不動産は、当社が賃貸オフィスビルを使用している部分を含んでおります。これらの時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額によっております。
17. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものはありません。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,398百万円であります。
19. 特別勘定の資産の額は、457,353百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
20. 関係会社に対する金銭債権の総額は138百万円、金銭債務の総額は6,701百万円であります。
21. 繰延税金資産の総額は、23,830百万円、繰延税金負債の総額は、6,654百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、13,308百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金10,391百万円、その他有価証券の評価差額7,184百万円、価格変動準備金2,188百万円、子会社株式1,686百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額5,919百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された金額は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 13,308百万円であります。繰延税金資産から評価性引当金額として控除された額の主な変動の理由は、その他有価証券の評価差額に係る評価性引当額の減少であります。当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、役員給与の損金不算入額0.30%であります。
22. 契約者配当準備金の異動状況は、以下のとおりであります。

当期首現在高	477 百万円
当期契約者配当金支払額	93 百万円
利息による増加	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	3 百万円
当期末現在高	387 百万円

23. 関係会社の株式は、925百万円であります。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券39,835百万円であります。
25. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は4,461百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は2,727,976百万円であります。
26. 1株当たり純資産額は、1,456,552円39銭であります。なお、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額は75,755百万円であり、算定に用いられた事業年度末の普通株式数は52,010株であります。
27. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は、以下のとおりであります。

負債のキャッシュ・フローの特性に応じて小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅に対応させることにより、金利変動リスクを管理しております。当該区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、資本/ファイナンス委員会にて定期的に確認しております。なお、小区分は、以下のとおり設定しております。

- ① 以下の保険商品から構成される円建一般小区分
- ・第百生命保険相互会社から移転を受けたすべての保険種類
 - ・区分経理規程における有配当商品区分に属する商品及び医療保険
 - ・変額個人年金保険における年金開始後(特別勘定で資産を管理している契約を除く)
 - ・無配当終身保険
 - ・通増定期保険、新通増定期保険、無配当終身ガン保険、無配当ガン治療保険、無配当歳満了定期保険、無配当定期保険、及び無配当災害保障重点期間付定期保険

- ② 以下の保険商品から構成される豪ドル建商品小区分
- ・外貨建定額個人年金保険
 - ・通貨選択型個人年金保険
 - ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
 - ・通貨選択型一時払終身保険

- ③ 以下の保険商品から構成される米ドル建商品小区分
- ・外貨建定額個人年金保険
 - ・通貨選択型個人年金保険
 - ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
 - ・通貨選択型一時払終身保険

28. 退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は内勤職員及び営業職員については、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,312 百万円
勤務費用	809 百万円
利息費用	78 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 106 百万円
退職給付の支払額	△ 989 百万円
期末における退職給付債務	<u>8,105 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	7,342 百万円
期待運用収益	128 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 49 百万円
事業主からの拠出額	785 百万円
退職給付の支払額	△ 826 百万円
期末における年金資産	<u>7,380 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,747 百万円
年金資産	△ 7,380 百万円
	<u>367 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	357 百万円
退職給付引当金	<u>725 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	809 百万円
利息費用	78 百万円
期待運用収益	△ 128 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 56 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>703 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	85.6%
株式	11.4%
その他	3.0%
合計	<u>100.0%</u>

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

(内勤職員)	
割引率	1.27%
長期期待運用収益率	1.76%
(営業職員)	
割引率	0.95%
長期期待運用収益率	1.76%

2023年度

2023年 4月 1日から

2024年 3月 31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入等	1,419,996	1,784,899
保険料収入	582,815	
再保険収入	837,181	
運用収入	233,658	
利息及び配当金等収入	44,656	
預貯金利息・配当金	244	
有価証券の売却益	41,756	
貸付金の貸付利息	1,193	
不動産の売却益	1,462	
有価証券の売却益	0	
倒引当金戻入	2,079	
勘定資産運用益	67,069	
その他経常収入	7	
年金特約取扱い受入金	119,846	
責任準備金戻入	131,244	
退職給付引当金戻入	602	
その他の経常収入	140	
	130,237	
	244	
	18	
経常費用等支払金	1,620,751	1,749,326
保険金支払	44,201	
年金給付	56,040	
解約返戻金	21,635	
再保険の返戻金	481,498	
責任準備金等繰入額	6,281	
支払準備金繰入額	1,011,094	
契約者配当金積立利息繰入額	3,616	
運用費用	3,616	
支有価証券の売却損	0	
有価証券の売却損	40,846	
金融派生商品の償却費用	4	
貸付金の償却費用	31,553	
その他の経常費用	2,316	
事業の他経常費用	4,424	
保険金据置支払金	0	
減価償却費用	131	
その他の経常費用	2,416	
	75,016	
	9,094	
	187	
	5,999	
	2,883	
	24	
経常利益	35,573	
特別利益	2,947	2,947
固定資産等処分益	2,947	
特別損失	988	
固定資産等処分損	276	
価格変動準備金繰入額	712	
契約者配当準備金繰入額	3	
引当金純増	37,529	
法人税等調整額	9,852	
法人税等調整額	815	
法人税等調整額	10,667	
法人税等調整額	26,861	

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は2百万円、費用の総額は15,258百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、国債等債券994百万円、外国証券1,084百万円であります。
(2) 有価証券売却損の内訳は、国債等債券6,417百万円、外国証券25,136百万円であります。
(3) 有価証券評価損の内訳は、株式等1,768百万円、外国証券548百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、1,124百万円であります。
4. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額は、331,762百万円であります。
5. 金融派生商品費用には、評価損601百万円が含まれております。
6. 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、516,466円55銭であります。
7. 再保険料には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額59百万円を含んでおります。
8. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
(1) 親会社及び法人主要株主等
記載すべき取引はありません。
(2) 子会社及び関連会社等
記載すべき取引はありません。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	マニファクチャラーズ・ ライフ・リインシュランス・ リミテッド	なし	再保険取引	再保険 収入	820,837	再保険貸	40,454
				再保険料	407,597	再保険借	12,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 2024年1月、上記のマニファクチャラーズ・ライフ・リインシュランス・リミテッドへ出再していた部分を含む終身保険の既契約ブロックについて、当該部分の同社との出再を解除し、本解除部分を含む終身保険の既契約ブロックを新たにマニユライフ・グループ外部へ出再しております。両取引による主な影響は、解除による再保険収入及び責任準備金繰入額並びに外部への出再による再保険料及び責任準備金戻入額であり、34,750百万円の経常利益の増加であります。

(4) 役員

記載すべき取引はありません。